

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)									単位 Unit			
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	ASEAN アセアン	フィリピン Philippines	I	II		
番号 H.S. code	(1)アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。) (2)その他のもの 変性アルコール(アルコール分のいかんを問わない。) 1 アルコール分が90%以上のもの 2 その他のもの	◎無税				無税			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	L	L		
		220	44.80円/1			無税											L	L	
		290															L	L	
		2207.20	32%	27.2%		無税									27.2%		L	L	
22.08	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒 1 アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。) 2 その他のもの	44.80円/1	38.10円/1		無税	無税													
		100	(193.20円/1)	無税	(無税)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		L	L	
		200	(227.90円/1)	無税	(無税)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		L	L	
		2208.30	(13.7%)	無税	(無税)														
2208.20	ウイスキー 1 バーボンウイスキー(アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)にあつては内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限るものとし、その他のものにあつては内容品がバーボンウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。) 011 - アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。) 019 - その他のもの 2 ライウイスキー(アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)にあつては内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限るものとし、その他のものにあつては内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。) 021 - アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。) 029 - その他のもの 3 その他のもの 031 - (1)アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。) 032 - (2)その他のもの	(15.7%)	無税	(無税)													L	L	
		011															L	L	
		019															L	L	
		021															L	L	
		029															L	L	
		031	(207.20円/1)	無税	(無税)												L	L	
		032	(172.50円/1)	無税	(無税)												L	L	
		2208.40	000	ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒	(20.2%)	無税	(18%)			無税	無税	無税	L						
		2208.50	000	ジン及びジュネヴァ	(19.6%又は86.20円/1のうちいずれか低い税率)	無税	(17.5%又は77円/1のうちいずれか低い税率)			無税	無税	無税	L						
2208.60	ウォッカ リキュール及びコーディアル その他のもの 1 エチルアルコール及び蒸留酒 (1)フルーツブランデー A アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。) B その他のもの (2)その他のもの A エチルアルコール (a)アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。) B その他のもの (a)アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。) (b)その他のもの B その他のもの (a)アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。) (b)その他のもの 2 その他のアルコール飲料 (1)合成清酒及び白酒 (2)果汁をもととした飲料(アルコール分が1%未満のものに限る。) (3)その他のもの	(17.9%)	無税	(16%)					無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	L	
		2208.70	000	(141.10円/1)	無税	(126円/1)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	L	L
		2208.90																	
		111	(193.20円/1)	無税	(無税)				無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		L	
		119	(227.90円/1)	無税	(無税)													L	
		124		82.50円/1					無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		L	
		123	96円/1		48円/1	無税												L	
		125	◎無税						無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		L	
		129	17.9%		25.20円/1	無税			テキーラ、 メスカル 及びソーラ 無税					※2		16%		L	
		220	(70.40円/1)	無税					無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		L	
22.09	(2)果汁をもととした飲料(アルコール分が1%未満のものに限る。) 230 (3)その他のもの	35%又は27円/kgのうちいずれか高い税率	29.8%又は23円/kgのうちいずれか高い税率	無税	24.2%又は18.69円/kgのうちいずれか高い税率	22.4%又は17.25円/kgのうちいずれか高い税率	24.2%又は18.69円/kgのうちいずれか高い税率	24.2%又は18.69円/kgのうちいずれか高い税率	26.1%又は20.13円/kgのうちいずれか高い税率	26.1%又は20.13円/kgのうちいずれか高い税率	26.1%又は20.13円/kgのうちいずれか高い税率	26.1%又は20.13円/kgのうちいずれか高い税率	26.1%又は20.13円/kgのうちいずれか高い税率	26.1%又は20.13円/kgのうちいずれか高い税率	26.1%又は20.13円/kgのうちいずれか高い税率	26.1%又は20.13円/kgのうちいずれか高い税率	KG		
		89.60円/1	88円/1	無税					無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	3.2%	L	
		240																	
		2209.00	000	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	8%	7.5%	4.8%	無税	4.7%	0.8%	2.4%	3.0%	2.4%	3.6%	5.6%	5.6%	3.2%	L	

※1 バナナ、ごれんし、グーズベリー、ナンカ、サントル、ランサ、レイシ、リュウガン、マンゴー、マンゴスチン、ヤエヤマアオキ、パイナップル、ザクロ、ランブータン、サラカヤシ、サボジラ、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの 無税

※2 糖みつ若しくは精製糖又はその双方及び米の混合物を発酵させたものを蒸留して得られるタイの蒸留酒(カラメルで着色したものに限る。)である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの 無税

※3 アラティリス、バナナ、ビグナイ、カラマンシ、ココヤシの実、コーヒー、ダランダン、グアバ、ジャワプラム、サントル、マンゴー、マンゴスチン、マラン、パッショナフルーツ、パイナップル、サワーサップ、ストロベリー、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がフィリピン政府又は政府代行機関により証明されているもの 無税
その他のもの 30.8円/1